

よこそすか

第 22 号

## 消費生活レポート


## 今回の話題 「原野商法の二次被害」にご注意

原野商法の二次被害とは、過去に原野商法の被害にあった消費者に対して、土地が高く売れるなどと勧誘し、そのための測量サービスなどの契約や、新たな土地購入などをさせ、費用を請求するといった手口によって、同じ消費者が再び被害にあうことをいいます。




最近、高齢になった被害者や原野を相続した親族からの相談が急増しており、国民生活センターでも注意喚起を行っています。


### そもそも「原野商法」とは？ なぜ二次被害が起きるのか？

 原野商法とは、ほとんど価値がなく将来も値上がりの見込みがほとんどない土地を、今後値上がりするかのように偽って売りつける商法のことです。1980 年代に大きな社会問題となりました。原野商法の 2 次被害が起きるのは、当時の被害者情報が名簿等によって悪質事業者に出回っているためだと考えられています。

### いろいろな手口があります。こんなセールストークにはご注意を!!

 「売却するには整地が必要です。整地をすれば高く売れるはずですよ」  
「広告をすれば買い手が現れて売却できます。現地に看板も立てましょう」  
「（虚偽の買付証明書を見せて）買い手はいますから、安心して契約してください」  
「所有の土地は売却が難しいので、売れやすい土地（実態は資産価値のない原野）と交換しましょう」などのセールストークが使われることが多いです。

### 怪しい勧誘は取り合わない。契約トラブルはすぐに相談を!!

 国の地価公示等で最近の地価の動向を見れば、原野商法で買った土地が急に値上がることは考えにくいことです。契約を勧誘された場合は、土地が所在する自治体等に状況を問い合わせるなどして、具体的な値上がりの根拠を確認してください。少しでも怪しいと思ったら契約しないようにしましょう。また、どうしても契約する場合は、勧誘の時の記録や契約書類を残しておきましょう。

万が一、契約トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターへご相談ください。



#### ■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）

- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00  
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです。